

福島県ロボット関連技術実証等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内企業の技術力を強化し、フィールドロボット産業への参入とその製品、技術、サービスの実用化を進めるため、福島ロボットテストフィールドを使用して実証試験、性能評価試験、操縦訓練等を行う県内中小企業に対し、福島県ロボット関連技術実証等支援補助金（以下「補助金」という。）を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内中小企業」とは、福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業をいい、中小企業の定義は別表第一に定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表第一に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第二に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとする。

2 補助額は、補助対象経費から別表第三に掲げる補助対象経費控除額を減じた額に別表第三に掲げる補助率を乗じ、同じく別表第三に掲げる補助限度額を超えない範囲で知事が定める額とする。

3 補助対象事業の期間は知事が別に定める期間とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に、知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内

容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の補助金の交付を決定するに当たっては、前条第2項の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の内訳の変更、若しくは、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2 前項の軽微な変更とは、補助対象経費の増額がなく、かつ別表第2に掲げる経費の20%以内の変更である場合をいう。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類、帳簿等を補助事業が完了した日（事業廃止の承認を受けた場合も含む。）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は前項の書類、帳簿等を、知事の要求があったときは、いつでも閲覧させなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定等の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定等の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定等は、なかったものとみなす。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第15条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）

第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則（昭和 39 年 3 月 25 日福島県規則第 17 号）に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (3) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (4) 補助対象事業に従事した者が、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省）により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
- (5) 補助対象事業に従事した者が、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省）により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
- (6) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（補助事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、補助事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規

定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 補助事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、知事が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（完了報告）

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに様式第3号を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第4号により補助対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に

応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の支払）

- 第14条 補助金は前条第1項の規定により交付を受けるべき補助金の額を確定した後に速やかに支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第5号を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく返還の規定については、第10条第3項及び4項の規定を準用する。

（書類の提出）

- 第16条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正副各1部とする。

（補則）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表第一（補助対象事業）

補助事業者	補助対象事業
県内中小企業（※）	福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの実証試験、性能評価試験、操縦訓練等

※福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点（福島ロボットテストフィールド研究室を含む）、生産拠点が所在する中小企業

（中小企業の定義は下記）

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
小売業	50人以下又は5,000万円以下

サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下

※上記に関わらず、下記の中小企業は対象外とする。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること
- (4) 福島県税の未納があること
- (5) 第10条第6号アからオの規定に該当する者（知事は、この事項について、警察本部長あて照会することができる。）

別表第二（補助対象経費）

経費区分	内 容
福島ロボットテストフィールド使用料負担額	福島ロボットテストフィールドの施設及び附帯施設（以下：施設等）のうち、研究棟（同附属設備を含む）を除く施設等（施設等の附属設備を含む）の使用料負担額（県のその他の補助金等の対象経費として計上している場合を除く。）

別表第三（補助対象経費控除額、補助率及び補助限度額）

補助対象経費控除額	補 助 率	補助限度額（※）
申請当たり3万円	1 / 2 以内	申請当たり30万円

※ただし、同一補助事業者に対する補助額は、合計30万円までとする。